

○佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例（平成三年十二月二十五日条例二十八号）

新		
佐倉市立学童保育所設置及び <b>管理</b> に関する条例		
(趣旨)		
第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に <b>基づき</b> 、佐倉市立学童保育所（以下「学童保育所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。		
(設置)		
第二条 <b>保護者の就労等により、放課後等に保育に欠ける児童に生活及び遊びの場を提供し、その健全な育成を図る</b> ため、学童保育所を設置する。		
(名称、位置及び定員)		
第三条 学童保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員
佐倉市立大崎台学童保育所	佐倉市大崎台四丁目三番地二	三十人
佐倉市立根郷学童保育所	佐倉市城四五四番地	五十五人
佐倉市立西志津学童保育所	佐倉市西志津四丁目二六番一号	三十人
佐倉市立佐倉東学童保育所	佐倉市千成三丁目四番三号	四十五人
佐倉市立下志津学童保育所	佐倉市中志津四丁目二六番一〇号	六十五人
佐倉市立井野学童保育所	佐倉市西ユーカーが丘三丁目一番地六	五十人
佐倉市立印南学童保育所	佐倉市印南二二三番地一	七十人
佐倉市立小竹学童保育所	佐倉市ユーカーが丘五丁目五番一号	六十人
佐倉市立南志津学童保育所	佐倉市下志津原一六四番地二	六十五人
佐倉市立佐倉学童保育所	佐倉市新町七八番地四	六十五人
佐倉市立第二根郷学童保育所	佐倉市城四五四番地	三十人

旧		
佐倉市立学童保育所設置及び <b>管理等</b> に関する条例		
(趣旨)		
第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定による佐倉市立学童保育所（以下「学童保育所」という。）の設置及び管理 <b>並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）の実施</b> に関し必要な事項を定めるものとする。		
(学童保育所の設置)		
第二条 <b>本市は、放課後児童健全育成事業を実施する</b> ため、学童保育所を設置する。		
(学童保育所の名称、位置及び定員)		
第三条 学童保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員
佐倉市立大崎台学童保育所	佐倉市大崎台四丁目三番地二	三十人
佐倉市立根郷学童保育所	佐倉市城四五四番地	五十五人
佐倉市立西志津学童保育所	佐倉市西志津四丁目二六番一号	三十人
佐倉市立佐倉東学童保育所	佐倉市千成三丁目四番三号	四十五人
佐倉市立下志津学童保育所	佐倉市中志津四丁目二六番一〇号	六十五人
佐倉市立井野学童保育所	佐倉市西ユーカーが丘三丁目一番地六	五十人
佐倉市立印南学童保育所	佐倉市印南二二三番地一	七十人
佐倉市立小竹学童保育所	佐倉市ユーカーが丘五丁目五番一号	六十人
佐倉市立南志津学童保育所	佐倉市下志津原一六四番地二	六十五人
佐倉市立佐倉学童保育所	佐倉市新町七八番地四	六十五人
佐倉市立第二根郷学童保育所	佐倉市城四五四番地	三十人

佐倉市立寺崎学童保育所	佐倉市大崎台四丁目四番地一	三十人
佐倉市立内郷学童保育所	佐倉市岩名人七〇番地	六十五人
佐倉市立千代田学童保育所	佐倉市吉見五五三番地	六十五人
佐倉市立山王学童保育所	佐倉市山王一丁目四四番地	六十五人
佐倉市立弥富学童保育所	佐倉市岩富町一五一番地	五十人
佐倉市立和田学童保育所	佐倉市直弥五九番地	十五人
佐倉市立王子台学童保育所	佐倉市王子台五丁目一九番地	三十人
<b>佐倉市立第二西志津学童保育所</b>	<b>佐倉市西志津七丁目二番一</b>	<b>四十五人</b>
<b>佐倉市立白銀学童保育所</b>	<b>佐倉市白銀二丁目四番地</b>	<b>四十人</b>
佐倉市立志津児童センター学童保育所	佐倉市上志津一、七六四番地六	四十五人
佐倉市立北志津児童センター学童保育所	佐倉市井野七九四番地一	六十五人
佐倉市立南部児童センター学童保育所	佐倉市大篠塚一、五八七番地	四十五人
佐倉市立佐倉老幼の館学童保育所	佐倉市弥勒町二二九番地二	五十五人
佐倉市立臼井老幼の館学童保育所	佐倉市王子台六丁目二五番地一	三十五人

(業務)

第四条 学童保育所の業務は、次のとおりとする。

- 一 放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第三項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の実施に関する事。
- 二 一時保育事業（一時的に第九条第一項又は第二項の規定に該当すると認められる者に対し、放課後児童健全育成事業の実施に支障のない範囲内で、これと同等のサービスを一日を単位として提供する事業をいう。以下同じ。）の実施に関する事。（佐倉市立内郷学童保育所、佐倉市立弥富学童保育所

佐倉市立寺崎学童保育所	佐倉市大崎台四丁目四番地一	三十人
佐倉市立内郷学童保育所	佐倉市岩名人七〇番地	六十五人
佐倉市立千代田学童保育所	佐倉市吉見五五三番地	六十五人
佐倉市立山王学童保育所	佐倉市山王一丁目四四番地	六十五人
佐倉市立弥富学童保育所	佐倉市岩富町一五一番地	五十人
佐倉市立和田学童保育所	佐倉市直弥五九番地	十五人
佐倉市立王子台学童保育所	佐倉市王子台五丁目一九番地	三十人
佐倉市立志津児童センター学童保育所	佐倉市上志津一、七六四番地六	四十五人
佐倉市立北志津児童センター学童保育所	佐倉市井野七九四番地一	六十五人
佐倉市立南部児童センター学童保育所	佐倉市大篠塚一、五八七番地	四十五人
佐倉市立佐倉老幼の館学童保育所	佐倉市弥勒町二二九番地二	五十五人
佐倉市立臼井老幼の館学童保育所	佐倉市王子台六丁目二五番地一	三十五人

(その他の放課後児童健全育成事業)

第四条 前条に規定する学童保育所以外において実施する放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
西志津小児童クラブ	佐倉市西志津七丁目二番一 佐倉市立西志津小学校内	四十五人
白銀小児童クラブ	佐倉市白銀二丁目四番地 佐倉市立白銀小学校内	四十人

及び佐倉市立和田学童保育所に限る。ただし、次条に規定する指定管理者が市長の承認を得た場合は、他の学童保育所においても実施することができる。）

- 三 その他市長が必要と認める業務  
(指定管理者による管理)

第五条 市長は、学童保育所の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に学童保育所の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 学童保育所の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 学童保育所の入所の承諾に関すること。
- 三 第四条第一項及び第二項に掲げる業務の実施に関すること。
- 四 その他市長が必要と認める業務

(開所時間)

第七条 学童保育所の開所時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができる。

- 一 月曜日から金曜日まで 放課後（学校の長期休業日、学校行事の代休日等にあつては午前七時）から午後七時まで
- 二 土曜日 午前七時から午後六時まで

(休所日)

第八条 学童保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日まで

(入所者の資格)

第九条 学童保育所に入所する者の資格は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- 一 市内に住所を有する児童
- 二 小学校に就学中の第一学年から第三学年までの児童（小学校に就学中の

(入所者等の資格)

第五条 学童保育所に入所する者及び児童クラブに加入する者の資格は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- 一 市内に住所を有する児童
- 二 小学校に就学中の第一学年から第三学年までの児童（小学校に就学中の

第一学年から第三学年までの児童の入所の妨げとならないと**指定管理者**が認める学童保育所にあつては、小学校に就学中の第一学年から**指定管理者**が**市長の承認を得て定める学年**までの児童)

二 次のいずれかに該当する児童

- イ 保護者が労働に従事し、他に保育する者がいない児童
- ロ 保護者が疾病のため保育に欠ける児童
- ハ その他これに類するものと認められる児童

2 **指定管理者**は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めた児童を学童保育所に**入所させる**ことができる。

(入所の承諾等)

**第十条** 学童保育所への児童の入所をさせようとする者は、放課後児童健全育成事業**又は一時保育事業**を利用する時間の区分に応じて**指定管理者**の承諾を受けなければならない。

2 **指定管理者**は、次の各号のいずれかに該当するときは、**入所**の承諾を取り消し、又は承諾しないことができる。

- 一 児童に伝染性疾患があると疑われるとき。
- 二 児童が身体虚弱又は精神障害のため保育に耐えないと認められるとき。
- 三 児童が前条に規定する入所等の資格を失つたとき。
- 四 保護者がこの条例及びこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- 五 保護者が**次条に規定する利用料金**を滞納したとき。
- 六 その他**学童保育所**の管理運営上不適当と認められるとき。

3 第一項の承諾を受けた者は、当該時間の区分内において**指定管理者**が定めるところにより実施する放課後児童健全育成事業**又は一時保育事業**を利用することができる。

4 第二項の規定により**入所の承諾を取り消した場合において、第一項の規定により承諾を受けた者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。**

(利用料金)

**第十一条** 学童保育所に児童の**入所**をさせる者は、前条第一項の規定により承諾を受けた時間の区分に応じ、児童一人につき、**放課後児童健全育成事業にあつては別表第一に、一時保育事業にあつては別表第二に定めるその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)**を、指定する期日までに**指定管理者**に納入しなければならない。

第一学年から第三学年までの児童の入所**又は加入**の妨げとならないと**市長**が認める学童保育所**又は児童クラブ**にあつては、小学校に就学中の第一学年から**第六学年**までの児童)

二 次のいずれかに該当する児童

- イ 保護者が労働に従事し、他に保育する者がいない児童
- ロ 保護者が疾病のため保育に欠ける児童
- ハ その他これに類するものと認められる児童

2 **市長**は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めた児童を学童保育所に**入所させ、又は児童クラブに加入させる**ことができる。

(入所等の承諾)

**第六条** 学童保育所**又は児童クラブ(以下「学童保育所等」という。)**への児童の入所**又は加入(以下「入所等」という。)**をさせようとする者は、放課後児童健全育成事業を利用する時間の区分に応じて**市長**の承諾を受けなければならない。

2 **市長**は、次の各号のいずれかに該当するときは、**入所等**の承諾を取り消し、又は承諾しないことができる。

- 一 児童に伝染性疾患があると疑われるとき。
- 二 児童が身体虚弱又は精神障害のため保育に耐えないと認められるとき。
- 三 児童が前条に規定する入所等の資格を失つたとき。
- 四 保護者がこの条例及びこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- 五 保護者が**保育料**を滞納したとき。
- 六 その他**学童保育所等**の管理運営上不適当と認められるとき。

3 第一項の承諾を受けた者は、当該時間の区分内において**市長**が定めるところにより実施する放課後児童健全育成事業を利用することができる。

(保育料)

**第七条** 学童保育所等に児童の**入所等**をさせる者は、前条第一項の規定により承諾を受けた時間の区分に応じ、児童一人につき**別表**に定める**保育料**を、指定する期日までに納入しなければならない。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第十三条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第十四条 学童保育所に入所した児童が学童保育所の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、当該児童の入所をさせた者が、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償の義務を免除し、又は軽減することができる。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）については、この条例による改正後の佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例の規定により市長がした承諾その他の行為又は市長に対してなされた承諾の申込みその他の行為（同日以後の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした承諾その他の行為又は指定管理者に対してなされた承諾の申込みその他の行為とみなす。

(保育料の減免)

第八条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。